

建 技 第 30 号

令和6年4月19日

部内各所属長
出納局検査室長 殿

土 木 部 長

令和6年度 ISO9001活用可能業者について（通知）

ISO9001を活用した工事については、平成21年3月27日付け建技第108号により取扱いを通知し、本格実施しているところである。

今年度のISO9001活用可能業者について、別紙のとおり更新したので通知する。

なお、公共工事の自主施工推進、および建設業の生産性向上の観点から、該当する受注者にはISO9001の積極的な活用が図られるよう努められたい。

（事務担当 建設技術企画課技術指導係）

令和6年度 ISO9001活用可能業者一覧

	業者名
(あ)	(株)アーキジオ
	(株)アイズ総合
	(株)赤塚設備
	(有)あさち住設
	(株)浅野組
	朝野工業(株)
	(株)朝日
	(有)あさひ建設
	朝日建設(株)
	朝日電機(株)
	(株)飛鳥ガーデン
	東建設(株)
	東工業(株)
	安達建設(株)
	(株)阿部工業
	天池塗興(株)
	(株)有岡組
	アルカスコーポレーション(株)
(い)	(株)イカダ電設
	(株)池田組
	石垣メンテナンス(株)北陸支店
	礎総合計画(株)
	(株)石田組
	石田工業(株)
	(有)石橋組
	(有)稲垣重機
	伊野建設(株)
	(株)今村組
	射水建設興業(株)
	射水工業(株)
(う)	上坂建設(株)
	(有)上田管工事工業所
	(株)ウエノ
	ウエマツ建設工業(株)
	碓井建設(株)
	梅本建設工業(株)
(え)	(株)江添組
	(株)NTTデータ北陸
	(株)エフテック
(お)	大井工業(株)
	大塚塗装(株)
	大西建設工業(株)
	(株)大谷組
	(株)岡部
	岡本工業(株)
	小川建設工業(株)
	奥アンツーカー(株)富山営業所
	(株)織田
	(株)音沢土建
(か)	(株)開進堂
	(株)柿本商会 富山支店
	(有)角玄工業所
	角地建設(株)
	鹿熊工業(株)
	加積建設(株)
	片山工業(株)
	(株)片山土建
	勝原塗装(株)
	(株)金山産業
	川田建設(株)北陸支店
	川田工業(株)
	川原工業(株)
(き)	(有)技建工業
	北尾工業(株)
	(株)北川電機商会
	北日本道路(株)
	北日本道路企画(株)
	(株)北野テック
	木村産業(株)
	共栄建設工業(株)
	共栄興業(株)
	共立建工(株)
	協立道路工業(株)

	業者名
	協和建設(株)
	共和土木(株)
	銀扇産業(株)富山営業所
(く)	(株)久郷一樹園
	クボタ環境エンジニアリング(株)富山営業所
	くみあい建設(株)
	倉元電機商会(株)
	(株)グランテック
	(株)クリシマ
	黒川建設工業(株)
(け)	(有)慶治組
	(株)ケイ電工
	(株)健名組
(こ)	高新工業(株)
	(株)光地園
	交通企画(株)
	交通設備(株)
	紘洋興産(株)
	(有)古志建設運輸
	児島工業(株)
	此川建設(株)
	小林建設(株)
	五本建設(株)
(さ)	(株)斉藤組
	酒井管工建設(株)
	(株)坂井組
	酒井建設(株)
	(有)坂田建設
	坂田工業(株)
	(株)坂本組
	坂本組(株)
	桜井建設(株)
	笹嶋工業(株)
	佐藤鉄工(株)
	(株)佐藤渡辺 北陸支店
	(株)サナダ塗装工業
	(有)三永工業
	三久建設(株)
	三興土木(株)
	(株)サンコー
	三和ボーリング(株)
(し)	JFEエンジニアリング(株)
	塩谷建設(株)
	(株)篠川組
	(株)柴崎農園
	(株)柴田組
	シバヤマ建設(株)
	(株)シビルエンジ
	(株)島田組
	(株)嶋田建設工業
	島田工業(株)
	清水工業(株)
	(株)志村組
	宿屋建設工業(株)
	十方設備工業(株)
	正栄建設(有)
	昇永工業(株)
	庄川興業(株)
	(株)松電舎
	(株)城東工業
	昭和建設(株)
	新栄建設(株)
	伸栄工業(株)
	(株)新興
	(株)神高
	(株)シンコー
	(株)神能工務店
(す)	水機工業(株)
	(株)菅原電気
	(株)杉山組
	住友重機械搬送システム(株)大阪支社
(せ)	(株)関口組
	勢田建設(株)

令和6年度 ISO9001活用可能業者一覧

	業者名
(た)	第一建設(株)
	(株)大地
	ダイチ(株)
	大鉄工業(株)北陸支店富山営業所
	大道建設工業(株)
	大陸建設(株)
	高尾建設(株)
	(株)高清組
	(株)高田組
	高田建設(株)
	(株)高道建設
	瀧根工業(株)
	竹沢建設(株)
	竹澤工業(株)
	竹田建設(株)
	たち建設(株)
	立野原建設(株)
	立山造園土木(株)
	立山土建(株)
	谷内工業(株)
	(株)谷口
	谷崎建設(株)
(ち)	中越興業(株)
	中越鉄工(株)
	中越ロジスティクス(株)
(つ)	辻建設(株)
	辻工務店(株)
(て)	(株)出島組
	寺崎工業(株)
	(株)でんそく
(と)	(株)土居建設
	東芝インフラシステムズ(株)北陸支社
	(株)東城
	東洋通信工業(株)
	東洋道路興業(株)
	道路技術サービス(株)
	道路施設(株)
	得能建設工業(株)
	(株)富山環境整備
	富山興業(株)
	富山地鉄建設(株)
	トヤマ電話工事(株)
	豊島産業(株)
(な)	中川塗装(株)
	(株)長田組
	長田建設(株)
	中西電業(株)
	(株)中村組
	(株)中村建設
	中山建設(株)
	中山工業(株)
	夏野土木工業(株)
	南砺電気(株)
(に)	(株)新川マリン
	西川工業(株)
	西村工業(株)
	日建工業(株)
	日宏建設(株)
	日工電設(株)
	日本道路(株)富山営業所
	日本海建興(株)
	日本海興発(株)
	日本海電業(株)
	日本交通興業(株)
	日本無線(株)富山営業所
(ね)	NES(株)
	根建工業(株)
(の)	(株)野上緑化
	野沢工業(株)
	(株)野尻塗装店
	(株)野手組
	(株)野原組
	野原建設(株)

	業者名
	野原工業(株)
	(株)NOMUKEN
	野村土建(株)
(は)	萩浦工業(株)
	(株)萩原建設
	八興土建(株)
	パナソニックコネクタ(株)現場ソリューションカンパニー-中日本社
	(株)羽馬
	(株)浜田管設
	(株)早木工業
	林塗装(株)
	(株)林土木
	原建設(株)
	(株)飯作組
(ひ)	P・Fオートメーション(株)
	氷見土建工業(株)
	(株)ヒヨシ
	廣川建設工業(株)
	(株)廣瀬組
(ふ)	(株)福田園
	(株)藤井組
	藤岡工業(株)
	藤川建設(株)
	富士コンテクノ(株)
	フジサワ電機(株)
	(株)フタカワ
	(株)婦中興業
	(株)古板建設
	(株)府録組
	分家工業(株)
(ほ)	(株)朴木工業
	(株)北越総合建設
	(株)ほくつう富山支社
	北陸機材(株)
	(株)北陸芝建
	北陸電気工事(株)
	(株)北陸電設
	北陸道路標識(株)
	北陸ハイウェイ建設(株)
	(株)干場建設
	北海建設(株)
	北海工業(株)
	本田建設(株)
(ま)	(株)牧田組
	増山電業(株)
	(株)松井組
	松倉建設(株)
	松嶋建設(株)
	松島工業(株)
	(有)松田電機店
	松原建設(株)
	(株)松本建材
	松本建設(株)
	松本塗装工業(株)
	(株)丸岡産業
	(株)丸三国土建設
	丸新志鷹建設(株)
	(株)丸泉
	丸谷工業(株)
	丸長建設(株)
(み)	(有)水島工業
	水新建設(株)
	(株)三井E&Sマシナリー
	(株)三村塗装店
	宮口建設(株)
	宮窪建設(株)
	(株)ミヤシゲテクノ
	(株)宮下組
	宮野建設(株)
	三由建設(株)
(む)	(株)村尾地研
(も)	(株)森組
	(株)森崎

令和6年度 ISO9001活用可能業者一覧

	業者名
	森崎開発 (株)
	(株) 森長組
(や)	八倉巻建設 八倉巻 仁志
	屋敷工業 (株)
	八洲道路 (株)
	(株) 安川組
	山形建鐵 (株)
	山岸建設 (株)
	ヤマト地質調査 (株)
	(株) ヤマハナ電機
	(株) 山本組
	山本建設 (株)
	山ワ建設工業 (株)
(ゆ)	(株) ユアネクス
	雄基工業 (株)
	ユーション建設 (株)
	ユウホー設備 (株)
(よ)	(株) 陽光興産
	(株) 四方組
	吉枝工業 (株)
	(株) 吉田組
	吉田土建 吉田 和雄
	米沢工業 (株)
	米澤工業 (株)
(り)	菱越電機 (株)

建 技 第 4 8 1 号

平成30年3月19日

部 内 各 所 属 長
出 納 局 検 査 室 長
富山空港管理事務所長 殿

土 木 部 長

ISO9001を活用した工事の実施要領（案）の改正について（通知）

ISO9001を活用した工事については、受発注者双方の業務の効率化や書類の簡素化を目的とし、平成21年3月27日付け建技第107号により取り扱いを通知し、本格実施しているところです。

この度、本制度のより一層の活用を目的として、「ISO9001を活用した工事の実施要領（案）」について、別紙のとおり取り扱いを改めたので、通知します。

なお、この内容は平成30年4月1日以降に発注する工事に適用します。

（事務担当 建設技術企画課技術指導係）

ISO9001 を活用した工事の実施要領（案）

1 目的

品質管理・品質保証の国際規格である ISO9001 は、製品を造り出すプロセスに関する規格で、公共工事等の品質保証水準を向上させるシステムとして有効である。

本県の建設業界においては、受注工事の品質管理等を充実させるため、ISO9001 の認証を取得している企業が増加している。

これらの状況から、認証取得企業の品質管理技術を活用した工事を実施し、受注者・発注者双方の業務の効率化等に反映させるものである。

2 対象工事

受注者が以下の条件を満たしている工事を対象とする。

- ① ISO9001 (JIS Q 9001) の認証を取得していること
- ② 過去 2 カ年度の富山県土木部発注工事の工事成績平均点が 75 点以上であること
- ③ 低入札価格調査制度の調査基準価格を下回って落札した工事ではないこと

3 実施の協議

当該工事を「ISO9001 を活用した工事」とすることを希望する受注者は、下記①②のとおり施工計画書を作成し、監督員に提出すること。(参考資料-1 を参照)

- ① 表紙に「ISO9001 活用工事」と記載する。
- ② 当該適用規格の認証取得を示す以下の書類を「その他」の項に添付する。
 - ・当該適用規格の認証取得を示す登録証の写し
 - ・当該工事を担当する組織が、認証取得対象となっている組織に含まれることを示す書類
 - ・認証取得している事業活動が、当該工事の内容に一致していることを示す書類

4 実施内容

(1) 監督員確認業務の変更

富山県土木部建設工事監督要領（監督員段階確認及び検査員検査事項）において、「段階確認」のうち、監督員が行う「立会いによる確認」の一部を、「請負業者の責任において行う写真及び報告書等」に置き換えるものとする。

なお、段階確認事項の確認区分については、施工計画書等提出前に目安（別表-1）を参考に受注者と発注者が協議の上決定し、施工計画書に、段階確認及び自主検査計画の実施予定を記載するものとする。

（2）出来形管理書類

検査時等に提出する出来形管理に関する書類を、必要項目が網羅されている場合に限って、県指定様式によらず受注者の自主検査記録の様式により提出してもよいものとする。

【施工計画書表紙記載例】

平成30年度
主要地方道〇〇××線県単独橋梁維持修繕
△△橋舗装補修工事

当初施工計画書

IS09001活用工事

平成30年4月25日作成
平成30年4月26日提出

施工 〇〇建設工業株式会社

登録証の例1 (登録組織名及び登録範囲が明記されたもの)

審査登録機関のマーク (MSA)

品質マネジメントシステムに関する
国際認定機関フォーラム (IAF)
多国間相互承認協定 (MLA) メンバー
により認定されています。

認定機関のマーク (JAB
QS Accreditation
F023)

登録証

組 織
OO 建設株式会社
本店
所在地
東京都中央区日本橋1丁目1番1号

②に相当
貴組織は、MSAの品質システム審査登録制度に基づき審査の結果、
下記の内容について登録されたことを証明します。

登録された品質システム
土木構造物及び建築物の設計、施工並びに付帯

登録範囲に含まれる関連組織
名 称：京橋支店 (土木設計本部、機械部)
所在地：東京都中央区京橋1丁目17番7号
適用規格
JIS Q 9001 : 2000 (ISO 9001 : 2000)

③に相当
認証登録範囲が示されている工事の内容に一致しているかを確認する。
他の記載例として製造、設計、据付け等がある

ISO9001かどうかチェック
登録番号 MSA-QS-2000
日：2000年10月17日 変更日：2001年1月15日 有効期限：2003年10月16日

要チェック
東京都中央区日本橋1丁目1番1号 第二丸座ビル
MSA 株式会社 マネジメントシステム評価センター

審査登録機関
代表取締役社長
上級経営管理者 **吉野 正春**

同じ会社で部署単位の組織毎に認証取得をしている場合に記載される(記載のない場合は関連部署がない)

登録証の例2(登録組織名及び登録範囲が明記されたもの)



審査登録機関
のマーク

登録証

登録番号

登録日 年 月 日
再発行日 年 月 日
有効期限 年 月 日

②に相当

株式会社
 事業部
 東京都

要チェック

貴社(事業所)は、当社の品質システム審査登録業務による審査の結果
ISO 9001:1994/ISO 9001:2000
 に適合していることを証します。

③に相当

登録範囲：
 鋼製橋梁及び景観製品の設計、開発、製造、据付け及び付帯サービス
 登録範囲の関連事業所：
 標記登録番号を付した付属書に記載

ISO9001かどう
かチェック

認証登録範囲が示されて
いる工事の内容に一致して
いるかを確認する。
他の記載例として製造、
土木構造物の設計、施工
等がある

認定機関
のマーク



RVA
86-93

審査登録機関



JAB
06 Accreditation
R002

日本検査サービス株式会社
代表取締役社長



藤 晟



ISO9001を活用した場合の段階確認の目安

総括事項	業 務 項 目	現 行			ISO活用工事 目安		
		段 階 確 認		中 間 検 査	段 階 確 認		中 間 検 査
		請負業者の責任において行う写真及び報告書等	監督員 確 認	検査員	請負業者の責任において行う写真及び報告書等	監督員 確 認	検査員
	・ 施工計画書の内容の確認。		○			○	
	・ 施工計画書と現場との対比確認。		○			○	
	・ 現場発生品の処理状況の確認。	○	◎		○		
	・ 材料の品質確認。(ミルシート等)	○	◎		○		
	・ 極めて重要な工事材料の確認又は検査。		□	○		□	○
	・ 不可視部の確認。	□	○		○		
	・ 重要な不可視部の確認又は検査。		○	◎		○	◎
	・ 指定仮設の確認又は検査。		○	◎		○	◎
	・ 丁張、基準となる仮設及び標識等の点検確認。	○			○		
	・ 法線及び構造物等の設置位置の確認。	○	◎		○		

注意事項 :

- 1 本表の構成は、総括事項、一般施工、各施工の順となっている。
各工種に共通する事項については、総括事項及び一般施工で一括掲載しているので、必ず参照のうえ実施するものとする。
- 2 監督員：確 認 立会いによる確認。
検査員：中間検査 検査室長、事業主管課長又は所長が命じた検査員による中間検査。

○ : 基本。
◎ : 重要、大規模。
□ : 技術的に軽易。
- 3 段階確認の「請負者の責任において行う写真及び報告等」が基本であっても、必要に応じて監督員の立会いによる確認を実施するものとする。

別表-1 監督員段階確認事項の目安

一般施工	業 務 項 目	現 行			ISO活用工事 目安		
		段 階 確 認		中 間 検 査	段 階 確 認		中 間 検 査
		請負業者の責任において行う写真及び報告書等	監督員 確 認	検査員	請負業者の責任において行う写真及び報告書等	監督員 確 認	検査員
作業 土工	・ 床掘りの基準高等の確認。	○	◎		○		
	・ 埋戻し材料の品質の確認。	○			○		
型枠 支保 工	・ 型枠支保工の確認。	○			○		
	・ 基準高の確認。	○			○		
	・ 脱型及び支保工の適期の確認。	○	◎		○		
鉄筋工	・ 鉄筋量及び配置組立の確認又は検査。		○	◎	○ 50%	○ 50%	◎
	・ ガス圧接状況及び強度の確認。	○			○		
	・ ガス圧接の形状寸法の確認。	○	◎		○		
コン ク リ ー ト 工	・ コンクリート打設状況の確認。	○			○		
	・ 暑中・寒中及び水中コンクリート打設状況の確認。	○			○		
	・ 施工継目及び養生の確認。	○			○		
土工	・ 盛土における腐食土等有機物除去、段ぎり、伐開及び除根等の確認。	○			○		
	・ 盛土材料の品質の確認。	○			○		
	・ 盛土の敷均し及び転圧状況の確認。	○			○		
	・ 切土工での土質変化点の確認。		○			○	
	・ 長大法面の安定等の確認。	○	◎		○		
	・ 残土処理場（指定）の着手前及び完了後の確認。		○			○	

別表-1 監督員段階確認事項の目安

業 務 項 目	現 行			ISO活用工事 目安		
	段 階 確 認		中 間 検 査	段 階 確 認		中 間 検 査
	請負業者の責任において行う写真及び報告書等	監督員 確 認	検査員	請負業者の責任において行う写真及び報告書等	監督員 確 認	検査員
一般構造物基礎工	・ 直接基礎の土質及び岩質の確認。	○	◎		○	◎
	・ 砕石、栗石基礎の締固め、厚さ、長さ及び基準高の確認。	○			○	
	・ コンクリート基礎における寸法及び基準高の確認。	□	○		○	
	・ 杭及び矢板材料の確認又は検査。		○	◎		○ ◎
	・ 試験打ちの状況等の確認。		○			○
	・ 杭及び矢板の打込み状況の確認。	○			○	
	・ 杭及び矢板の打込み長さ、偏心及び基準高の確認又は検査。		□	○		□ ○
	・ 杭頭処理の状況の確認。		○			○
管（函）渠工	・ 直接基礎のとき土質及び基面清掃状況の確認。	○			○	
	・ 埋戻し材料の確認。	○			○	
	・ 材料の確認。	○	◎		○	
	・ 基礎の基準高及び基礎の確認。	○	◎		○	
	・ 管渠の基準高の確認。	○	◎		○	
下水道管渠工	・ シールドマシンの工場検査。（1回のみ）			○		○
	・ セントル型枠の確認。（1回のみ）		○			○
	・ セグメントの材料確認。		○			○
	・ 矢板納入の確認。	○			○	
	・ 薬注及び地盤改良材料検収。		○	◎		○ ◎
	・ 裏込注入状況の確認。	○			○	
	・ 2次覆工前の清掃状況の確認。	○			○	
	・ 2次覆工の巻厚の確認。	○			○	
	・ 空状工鉄筋の確認。	○			○	
	・ 場所打マンホールの出来高確認。（全箇所）		○			○
	・ 管伏設後、砂巻立状況の確認。	○			○	
	・ 1次覆工の形状寸法及び出来形の検査。			○		○
	・ 2次覆工の形状寸法及び出来形の検査。			○		○
	・ 推進工の形状寸法及び出来形の検査。			○		○
	・ 管敷設の形状寸法及び出来形の確認又は検査		○	◎		○ ◎
・ 材料検査（管） 平成4年度より下水協会自主施工管理により検査一部省略可。協会がかわって検査を行う。						

別表-1 監督員段階確認事項の目安

業務項目	現行			ISO活用工事 目安		
	段階確認		中間 検査	段階確認		中間 検査
	請負業者の責任 において行う 写真及び報告書等	監督員 確認	検査員	請負業者の責任 において行う 写真及び報告書等	監督員 確認	検査員
石積 (張) ブロック 積 (張)	・積(張)石及びブロック材の品質の確認。	○	◎		○	
	・裏込厚及び水抜工の確認。	○			○	
擁壁	・枠工等の間詰材の品質の確認。	○			○	
	・裏込厚及び水抜工の確認。	○			○	
法覆工	・筋芝及び張芝材料の確認。	○			○	
	・法面仕上げ及び清掃の確認。	○			○	
	・間詰材の品質の確認。	○			○	
種子、緑 化吹付工	・地質状況の確認。	○	◎		○	
	・法面仕上げ及び清掃の確認。	○			○	
	・ラス張材料の確認。	○			○	
	・ラス張等設置状況の確認。		○			○
	・散水養生の確認。	○			○	
セメント 等吹付け 工	・地質状況の確認。	○	◎		○	
	・法面仕上げ及び清掃の確認。	○			○	
	・モルタル等配合及び強度の確認。	○			○	
	・ラス張材料の確認。	○			○	
	・ラス張等の設置状況の確認。		○			○
アンカー 工	・削孔長の確認。		○			○
	・削孔位置の確認。		○			○
	・削孔方向の確認。		○			○
	・アンカーの引張(引抜)試験の実施 ※全本数の2%、ただし2本以上。			○		○
鉄線蛇籠 フトン籠 工	・床拵の確認。	○			○	
	・基準高の確認。	○			○	
	・蛇籠及びフトン籠の品質の確認。	○			○	
路体 路床	・盛土材、敷均し及び転圧等の確認。	○			○	
	・路床材料及び転圧等の確認。	○			○	
	・基準高の確認。	○	◎		○	
	・CBR等の確認。	○			○	
下層路盤 上層路盤	・路盤材料の確認。	○			○	
	・敷均し及び締固め状況の確認。	○			○	
	・基準高、仕上がり厚及び幅等の確認又は検査。		○	◎		○

別表-1 監督員段階確認事項の目安

業 務 項 目	現 行			ISO活用工事 目安		
	段 階 確 認		中 間 検 査	段 階 確 認		中 間 検 査
	請負業者の責任において行う写真及び報告書等	監督員 確 認	検査員	請負業者の責任において行う写真及び報告書等	監督員 確 認	検査員
・ 締固め度の確認。	○			○		

別表-1 監督員段階確認事項の目安

業務項目	現行			ISO活用工事 目安		
	段階確認		中間検査	段階確認		中間検査
	請負業者の責任において行う写真及び報告書等	監督員確認	検査員	請負業者の責任において行う写真及び報告書等	監督員確認	検査員
アスファルト 基層 表層	・路盤面清掃等の確認。	○		○		
	・タックコート、プライムコート及び舗設状況の確認。	○		○		
	・切削補修の切削厚の確認。	○	◎	○		
	・基層の基準高、仕上り厚及び幅等の確認。		○		○	
	・コアの厚さの確認。(供用中の場合)		○		○	
橋梁下部工	・基準高の確認。		○		○	
	・基礎地盤の確認又は検査。		○	◎	○	◎
	・井筒及びケーソン等の検査。			○		○
	・支間、径間及び沓位置等の確認又は検査。		○	◎	○	◎
橋梁上部工一般	・沓及び伸縮装置の据付確認。		○		○	
	・高欄の据付確認。	○	◎	○		
PC橋 (PCスノー シェッド・キー パー・バ リヤーを 含む)	・PCケーブルの配置組立等の確認又は検査。		○	◎	○	◎
	・グラウト材料の配合及び強度の確認。	○		○		
	・グラウト前後の状況確認。	○		○		
	・運搬、仮置及び架設状況の確認。	○		○		
	・緊張状況の確認。	□	○		○	
	・プレキャスト桁(JIS桁)の工場検査。		□	○		□
鋼橋(鋼製スノー シェッド を含む)	・原寸及び鋼材の品質形状の確認又は検査。		○	◎	○	◎
	・溶接及び仮組立ての確認又は検査。		○	◎	○	◎
	・高力ボルト等の締付けの確認。		○		○	
	・運搬、仮置及び架設状況の確認。	○		○		
その他の橋梁	・重要性に応じてその都度分担を決める。					
塗装 新設	・工場での前処理状況の確認。	○		○		
	・工場塗装膜厚の確認。	○	◎	○		
	・現場塗装の確認。(中塗り)		○	○		
	・工場及び現場塗装の充缶及び空き缶の確認。	○		○		
塗装 塗替	・ケレンの確認又は検査。		○	◎	○	◎
	・下塗厚及び中塗厚の確認。		○		○	
	・充缶及び空き缶の確認。	○		○		

別表-1 監督員段階確認事項の目安

業務項目	現行			ISO活用工事 目安		
	段階確認		中間検査	段階確認		中間検査
	請負業者の責任において行う写真及び報告書等	監督員確認	検査員	請負業者の責任において行う写真及び報告書等	監督員確認	検査員
トンネル (NATM)	・吹付コンクリートの配合及び強度の確認。	○			○	
	・移動式型枠の仮組立検査。(工場検査)			○		○
	・地質急変時の地質確認検査。(支保パターンの変更を伴う場合及び補助工法が必要な場合)	○			○	
	・吹付コンクリート打設前の鋼支保工の確認。	○	◎		○	
	・吹付コンクリートの出来形の確認。	○	◎		○	
	・ロックボルトの確認。	○	◎		○	
	・計測A及び計測Bによるトンネル安全性の確認。(覆工コンクリート打設前に行うこと)	○	◎		○	
	・鋼支保工、吹付コンクリート、ロックボルト等の支保工完了の検査。			○		○
	・防水工の確認。	○	◎		○	
	・覆工コンクリートの打設前の確認。(移動式型枠設置時の確認)		○		○	
・インバートコンクリート打設前の確認。	○	◎		○		
その他のトンネル	・NATMトンネルを参考として重要性に応じてその都度分担を決める。					
ボーリング及び井戸(調査ボーリングを除く)	・掘進状況及び地質の確認。		○		○	
	・ボーリング及び井戸の深さの検尺。		○		○	
	・揚水試験の確認。		○		○	
	・ベントナイト最終処理状況等の確認。	○			○	
築堤	・湧水カ所の措置状況の確認。		○		○	
水制床止根固工	・仕拵の確認。	○			○	
	・寸法及び据付基準高の確認又は検査。		○	◎	○	◎
樋門樋管水門	・樋門、樋管、水門の材料確認又は検査。		○	◎	○	◎
	・寸法、据付基準高の検査。		○	◎	○	◎
砂防	・地質状況及びダム基礎地盤の確認。		○		○	
	・基礎地盤の仕上げ、清掃の確認。		○		○	
	・ハイダムの基礎地盤の検査。(H≥15m)			○		○
	・堤体打継目の確認。	○			○	
地すべり工	・地質状況の確認。	○	◎		○	
	・集水井の掘削及び地質状況の確認。	○			○	
	・集水井の基準高の確認。		○		○	
	・ボーリングの検尺。		○		○	
急傾斜工	・切取り面の状況の確認。		○		○	
	・湧水処理の確認。		○		○	

別表-1 監督員段階確認事項の目安

業 務 項 目	現 行			ISO活用工事 目安		
	段 階 確 認		中 間 検 査	段 階 確 認		中 間 検 査
	請負業者の責任において行う写真及び報告書等	監督員 確 認	検査員	請負業者の責任において行う写真及び報告書等	監督員 確 認	検査員
海岸工事 基礎工	・材料確認。(帆布、捨石等)		○		○	
	・床掘の確認。	○	◎		○	
	・帆布布設完了、捨石均し完了後、数断面について断面の全容が分かる水中写真を撮影。	○			○	
	・捨石均し(荒均し、本均し)の確認又は検査。		○	◎		○ ◎
離岸堤人工リーフ等	・異形ブロック、方塊等の製作完了確認又は検査。		□	○		□ ○
	・帆布布設完了、捨石均し完了後、数断面について断面の全容が分かる水中写真を撮影。	○			○	
堤防護岸	・コンクリート基礎の確認。		○			○
	・防砂板設置の確認。	□	○		○	
	・裏込工(法、密度)の確認。	○			○	
	・基礎砕石、捨コンクリートの確認。	○			○	
	・異形ブロック製作完了確認又は検査。		□	○		□ ○

○ISO9000 シリーズによる品質保証

1) 公共工事への適用の意義

一般競争入札の導入をはじめとする入札・契約制度の改革、WTOの新たな政府調達協定の発効に伴う建設市場の国際化等、公共工事を取り巻く情勢が大きく変化する中で、一般競争入札を前提とした公共工事の品質確保の方法、及び品質保証についての国際的に共通な基盤での企業評価が要請されている。このような背景から、昨今、ISO 9000シリーズが重要視されつつある。

国土交通省では、平成6年9月より、「品質、環境、労働安全衛生等の国際規格の公共工事への適用に関する調査委員会」を設置し、ISO 9000シリーズの我が国の公共工事への適用性について検討を進めている。

2) ISO 9000シリーズの概要

ISO 9000シリーズとは、国際標準化機構 (International Organization for Standardization : ISO) で定められた規格のうち、1987年に定められた規格番号が9000番台のもので、現在90カ国以上の国で国際規格として採用されている。

これは、製品やサービスを造り出すプロセスに関する規格であり、供給者が、需要者の要求事項を満足する製品やサービスを継続的に供給するためのシステム (品質システム) を備えているかどうか、また、その実施状況が適切であるかどうかをチェックするためのものである。

ISO 9000シリーズは、図4.1-5のように9000～9004までの5水準からなり、企業は目的に応じてそれぞれの規格を使い分けることとなる。

なお、ISO 9000シリーズは、平成12年12月に改訂され、顧客満足度の導入やISO 14000シリーズとの整合が図られた。

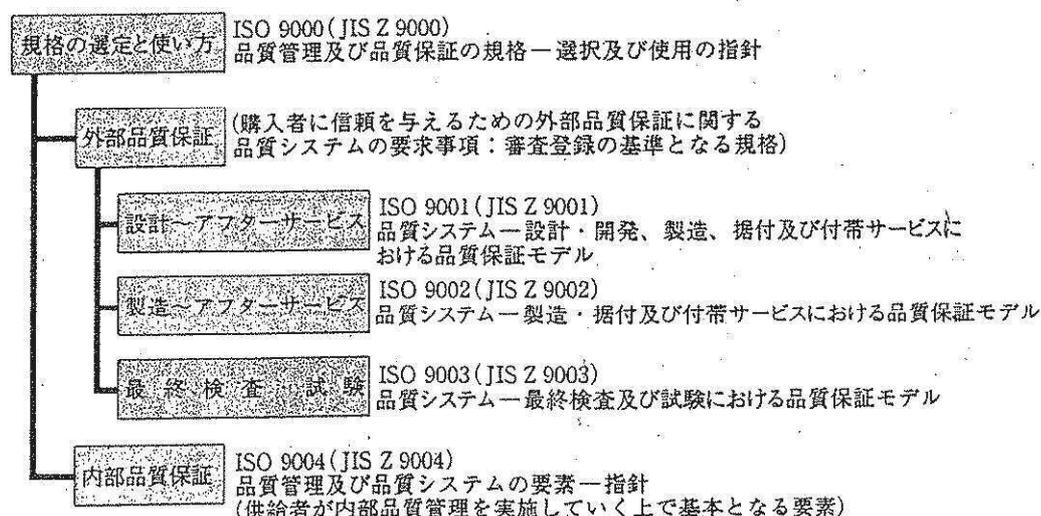


図 4.1-5 ISO 9000シリーズの全体構成

3) ISO 9000シリーズの特徴

- ① 製品そのものの規格ではなく、製品やサービスを造り出すプロセスに関する規格である。
- ② 品質システムの具備すべき事項(要求事項)が、それぞれの水準(9001、9002、9003)で表4.1-1のように標準化されている。

表 4.1-1 ISO 9000 シリーズの要求事項

要求事項	ISO 9001 (JIS Z 9901)	ISO 9002 (JIS Z 9902)	ISO 9003 (JIS Z 9903)
4.1 経営者の責任	■	■	◆
4.2 品質システム	■	■	◆
4.3 契約内容の確認	■	■	●
4.4 設計管理	■	—	—
4.5 文書及びデータの管理	■	■	■
4.6 購買	■	■	—
4.7 顧客・裕品の管理	■	■	■
4.8 製品の識別及びトレーサビリティ	■	■	◆
4.9 工程管理	■	■	—
4.10 検査・試験	■	■	◆
4.11 検査・測定及び試験装置の管理	■	■	●
4.12 検査・試験の状態	■	■	●
4.13 不適合品の管理	■	■	◆
4.14 是正処置及び予防処置	■	■	◆
4.15 取扱、保管、包装、保存及び引渡	■	■	●
4.16 品質記録の管理	■	■	◆
4.17 内部品質監査	■	■	◆
4.18 教育訓練	■	■	◆
4.19 付帯サービス	■	■	—
4.20 統計的手法	■	■	◆

〔凡例〕 ■：ISO 9001と要求内容は同一。

●：ISO 9001と要求の表現は同様であるが、最終製品/最終検査・試験に限定。

◆：ISO 9001よりも要求内容は緩い。

—：要求事項なし。

- ③ 要求事項の中では、責任と権限を明確にした品質システムの構築と維持が求められ、また、それについて関係者の共通の理解を確実にするため、徹底した文書化が求められている。
- ④ 企業の品質システムがISO 9000シリーズの要求事項に照らして妥当であるかについて、当該企業と利害関係のない第三者機関（審査登録機関）がチェックをして認定を行う。

我が国における審査登録制度の体系を図4.1-6に示す。

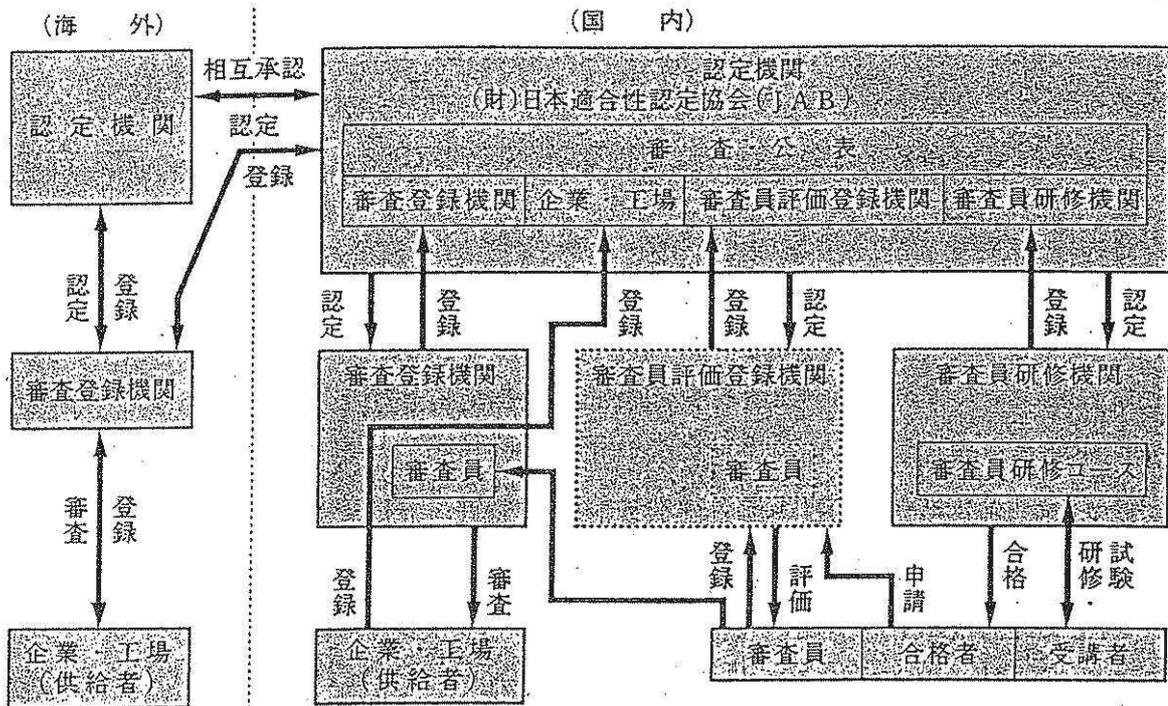


図4.1-6 日本における審査登録制度の体系

審査登録機関が適切に認定活動を行っているかどうかを審査し、これを認定する機関として、我が国では唯一、(財)日本適合性認定協会(JAB)がある。

これまでに、JABから認定を受けている審査登録機関は37機関であり、うち建設の分野で認定を受けているのは30機関である。(平成13年10月10日現在)

4) ISO 9000シリーズ適用工事等

旧建設省では、平成8年度より実際の公共工事等においてISO 9000シリーズによる品質マネジメントシステムを適用し、その具体的な手続き、内容及び効果を把握するとともに、適用する場合の課題及び対応策を検討することを目的として、ISO 9000シリーズ適用パイロット事業を実施している。

その結果、公共工事等へのISO 9000シリーズの適用は、基本的に公共工事等の品質保証水準を向上させる仕組みとして有効に機能する可能性が高いとの結論が得られた。

これらの成果を踏まえ、公共工事の品質保証水準の一層の向上を目指す観点から、平成12年度からは、これまでのパイロット事業を一步進め、一定の範囲の工事等においてISO 9000シリーズの認証取得を(競争)参加資格となるISO 9000S適用工事等を試行しながら、さらに適用の効果を検証していくとともに、併せて受発注者間の役割分担のあり方、関係書類の簡素化のあり方等についても検証している。

農企第 92 号
管 第 263 号
平成 25 年 4 月 1 日

各部（局）長
教 育 長
警 察 本 部 長
部内各所属長

） 殿

農林水産部長
土 木 部 長

契約後 V E 方式試行要領の一部改正について

このことについて、別添のとおり改正したので通知します。

記

1 改正内容

呼称の見直し（「請負者」を「受注者」に改める等。）

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

（事務担当）

農林水産企画課経理係
管理課入札・契約係

契約後 V E 方式試行要領

1 要旨

この要領は、建設業者から施工方法等に関する提案を募集し、民間の技術開発を積極的に活用することにより建設工事のコスト縮減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について行う提案（以下「V E 提案」という。）を受け付ける契約後 V E 方式の試行に係る手続を定めるものとする。

2 対象工事

設計額が 3 億円以上の工事のうち、民間の技術開発の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事であるとともに、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待されるものとする。

なお、対象とされた工事については、契約後 V E 方式である旨を契約書で明記するものとし、追加すべき項目の記載例は別紙のとおりとする。

3 提案を求める範囲

V E 提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

なお、以下の提案は、V E 提案に含めないものとするが、工事の実状に照らし個々に定めることとし、設計図書で明記するものとする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- (2) 富山県建設工事標準請負契約約款（平成 8 年富山県告示第 180 号。以下「契約約款」という。）第 18 条に基づき条件変更が承認された後の提案

4 提案の提出期間等

- (1) V E 提案の提出期間は、原則として、契約の締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する 35 日前までとする。

なお、15 日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期設定において配慮するものとする。

- (2) V E 提案を行う場合には、次に掲げる事項を記載した V E 提案書（様式 1～様式 4）の提出を求めるものとする。

ア 設計図書に定める内容と V E 提案の対比

イ V E 提案が採用された場合に考慮すべき事項等

ウ V E 提案による工事費概算縮減額

- (3) 試行においては、提案の回数は原則として 1 回とするが、工事の実状に照らし適宜対応することができるものとする。

5 提案の審査

- (1) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済

性等を評価するものとする。

(2) VE提案の審査を行うため、契約後VE審査委員会を置くものとする。

(3) 契約後VE審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

なお、契約後VE審査委員会は、必要に応じて、アドバイザー、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。

ア 対象工事を所管する部の次長（技術）（委員長）

イ 対象工事を所管する部において工事の設計積算基準及び技術指導を担当する課の課長

ウ 対象工事を所管する事業主管課長

エ 対象工事を所管する出先機関の長

オ その他委員長が必要と認める者

6 提案の採否の通知

対象工事を所管する事業主管課長は、VE提案の採否については、原則として、VE提案書の受領後14日以内に書面（様式5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

7 VE提案が適正と認められた場合の設計変更等

(1) VE提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

(2) (1)の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

(3) (2)の規定により請負代金額の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

(4) VE提案が適正と認められた後、契約約款第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。

8 提案内容の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

なお、この旨を特記仕様書に記載することにより、建設業者に周知するものとする。

9 責任の所在

発注者がVE提案等を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない旨を特記仕様書に記載するものとする。

10 入札公告等及び特記仕様書に明示する事項

提案を求める場合において、入札公告、定期公募型指名競争入札実施のお知らせ又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）及び特記仕様書に次の事項を加えるものとする。

(1) 入札公告等

ア 契約後V Eの試行工事であること。

イ 詳細を特記仕様書で明示していること。

(2) 特記仕様書

ア 上記項目3、4、5（1）及び6から9に関すること。

イ V E提案を提出する際の様式。

11 適用時期

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(別紙)

(設計図書の変更に係る受注者の提案)

第 19 条 2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定に基づき設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(様式1)

提出日： 年 月 日

富山県知事

殿

請負者

住所

氏名

印

富山県建設工事標準請負契約約款第19条の2に基づきVE提案書を提出します。

工 事 名： 工事場所： 契約締結日：年月日	連絡者 氏 名 TEL FAX	
VE提案の概要		
番号	項目内容	概算低減額（千円）
概算低減額合計		
VE提案の詳細 (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比等（様式2） (2) VE提案による概算低減額及び算出根拠（様式3） (3) その他詳細資料及び図面		

(注) 記入欄が不足する場合は、様式1-2として追記してください。

なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。

(様式2)

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 設計図書に定める内容と、VE提案の対比	
[現状] ……・略図等	[改善案] ……・略図等
(2) 提案理由	
(3) VE提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)	
(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)	
(5) その他	

(様式4)

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) VE提案が採用された場合に留意すべき事項

(様式5)

年 月 日

VE提案採否通知書

請負者

住所

氏名

殿

富山県知事

印

富山県建設工事標準請負契約約款第19条の2の規定に基づき、年 月 日付けで提出されましたVE提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工事名： 工事場所： 契約締結日： 年 月 日		VE提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：		
VE提案に対する「採否」及びその理由				
番号	項目内容	採否の区分	採否の理由	特記事項
		採・否		

採否に関する問い合わせ先

※ 対象工事を所管する事業主管課の連絡先を記載する。

森林土木木製構造物暫定施工歩掛の制定について

平成 11 年 4 月 5 日 11-8
林野庁指導部計画課長より
各森林管理局（分局）治山・林道事業担当部長、
各都道府県治山・林道事業担当部長あて
〔最終改正〕平成 30 年 3 月 29 日付け 29 林整計第 575 号

木材（間伐材）及び木製品の利用促進については、河川・砂防等各省庁の公共事業を含めて組織的に取り組まれているところであるが、林野公共事業等における木製構造物の一層の使用拡大・普及の促進を図るため、木製構造物の暫定施工歩掛を定めたので、今後の設計積算の参考とされたい。

森林土木木製構造物暫定施工歩掛

暫定歩掛の取扱いについて

- 1 この暫定施工歩掛に掲載した工法・歩掛は、標準歩掛に定めていない木製構造物について、各都道府県等での施工事例等を収集分析したうえで定めたものであり、この暫定施工歩掛により施工する場合は、必ず歩掛等の検証を行い、データを記録し、必要に応じて歩掛の修正を行うとともに、その結果を林野庁担当係に報告すること。
- 2 この暫定施工歩掛に掲載した工法・工種のうち、標準図のみ掲載したものを施工する場合は、当該都道府県において工程調査等を行い実施するものとし、そのデータ等について林野庁担当係に報告すること。
- 3 特許登録等が行われているものについては、使用に当たっては必要な手続きを行うこと。
- 4 この通知に掲載された本工法・歩掛は各都道府県での施工事例を収集分析したものであり、詳細な内容については、関係する都道府県等に問い合わせされたい。

目 次

- 1 治山ダム工
 - 1-1 丸太谷止工
 - 1-2 木製治山施設（治山ダム）
 - 1-3 木製ダム工
 - 1-4 木製床固工
 - 1-5 木製ダム工（鉄芯連結タイプ（皿型））
 - 1-6 木製治山ダム工（オールウッド）

- 2 護岸工
 - 2-1 木柵護岸工
 - 2-2 ウォーターブロック工
 - 2-3 ウッドボックス
 - 2-4 ハーフボックス
 - 2-5 鉄芯木籠工

- 3 水叩工
 - 3-1 木製沈床工
 - 3-2 木製沈床工
 - 3-3 木工沈床工
 - 3-4 木工沈床工

- 4 流路工
 - 4-1 木製流路工（三角枠型）
 - 4-2 木製流路工（三面丸太型）
 - 4-3 木製流路工（三面丸太立使い）
 - 4-4 木製流路工（二面丸太）
 - 4-5 木製流路工（二面丸太立使い）
 - 4-6 木製流路工（L. H 鋼＋丸太）
 - 4-7 木製流路工（丸太＋特殊かご）
 - 4-8 鉄芯木籠工

- 5 土留工・擁壁工
 - 5-1 ウッドウォール
 - 5-2 木製土留工
 - 5-3 木製土留工（フリーウッドウォール）
 - 5-4 木製トライアングル土留工
 - 5-5 片枠工
 - 5-6 方格木枠工
 - 5-7 合掌枠工

- 5-8 片法枠工
- 5-9 丸太中詰石工
- 5-10 丸太積工（1.5型）
- 5-11 木製井桁工
- 5-12 丸太積式土留工
- 5-13 木製枠工
- 5-14 木製枠工
- 5-15 交換型丸太擁壁工
- 5-16 木製ブロック積工
- 5-17 長格木枠工
- 5-18 長格木枠工
- 5-19 組ブロック積工
- 5-20 中丸太積土留工
- 5-21 木製土留工
- 5-22 パネル式簡易丸太枠工
- 5-23 現地発生材利用大型丸太積工
- 5-24 木製補強土壁工
- 5-25 木製補強土壁工
- 5-26 木製土留工
- 5-27 間伐材二重井桁枠工（土留工）
- 5-28 階段土留め緑化柵工（全天候フォレストベンチ）

6 型枠工

- 6-1 木製型枠工
- 6-2 木製特殊型枠工
- 6-3 コンクリート用丸太型枠工
- 6-4 木製修景材工（2タイプ）
- 6-5 木製化粧板設置工
- 6-6 まく板型枠工
- 6-7 落とし込み型枠工
- 6-8 丸太残存型枠（3面挽き）工 被り対応型
- 6-9 竹製残存型枠工
- 6-10 竹製残存型枠工（パネル式）
- 6-11 残存型枠工（角材式）
- 6-12 残存型枠工（間伐材・軽量鋼製枠複合式）
- 6-13 合板残存型枠工（軽量鋼製枠複合式）

7 水路工

- 7-1 丸太積水路工
- 7-2 丸太積水路工

7-3 間伐材二重井桁枠工（水路工）

8 法面保護工

- 8-1 丸太法面保護工
- 8-2 丸太伏工
- 8-3 盛土安定工
- 8-4 木材併用法枠工
- 8-5 T型盛土安定工
- 8-6 盛土丸太伏工
- 8-7 丸太伏工（連結材使用）
- 8-8 木製鉄芯軽量法枠工
- 8-9 木製法面保護工
- 8-10 軽量法枠工
- 8-11 竹チップ吹付工
- 8-12 丸太伏工（ユニット式）
- 8-13 丸太伏工
- 8-14 切土丸太伏工
- 8-15 盛土安定工
- 8-16 木製パネル伏

9 補強土工

- 9-1 木製補強土壁工
- 9-2 木製補強土壁工

10 柵工

- 10-1 竹柵工
- 10-2 ウッドパネル
- 10-3 パネル式木柵工
- 10-4 ワンタッチウッディ柵工
- 10-5 間伐材型枠利用柵工
- 10-6 L型筋工
- 10-7 丸太柵工（インサート付きL型側溝）
- 10-8 土砂流出防止柵
- 10-9 丸太柵工（薄表土型）
- 10-10 竹柵工

11 筋工

- 11-1 丸太積筋工（ウッドカフス）
- 11-2 ワンタッチウッディ筋工
- 11-3 板筋工

- 11-4 六甲式丸太積苗工
- 11-5 竹筋工
- 11-6 木材チップ詰植生土のう
- 11-7 丸太筋工（A）（2段積）
- 11-8 丸太筋工（B）（3段積）

12 防風工

- 12-1 防風工
- 12-2 防風工
- 12-3 防風柵工
- 12-4 防風ネット工
- 12-5 防風垣工
- 12-6 防風垣工
- 12-7 丸太防風柵工

13 静砂工・覆砂工

- 13-1 丸太静砂工
- 13-2 丘頂垣工
- 13-3 静砂垣工
- 13-4 静砂垣工
- 13-5 静砂垣工
- 13-6 イカダ式砂地安定工

14 落石防護工

- 14-1 落石防止工
- 14-2 落石防止緩衝工
- 14-3 木集型ロックフェンス

15 路面・路盤工

- 15-1 木製横断溝
- 15-2 丸太横断溝
- 15-3 丸太路盤基礎工

16 路肩・防護柵工・視線誘導等

- 16-1 ウッドガードレール
- 16-2 木製ガードレール
- 16-3 丸太安全防護柵
- 16-4 安全柵工
- 16-5 転落防止柵
- 16-6 木製防護柵

- 16-7 木製手すり工
- 16-8 ウッドカーブ
- 16-9 木製デリネーター
- 16-10 木製ガードレール工
- 16-11 境界柵工
- 16-12 木製歩行者・自転車用防護柵
- 16-13 高耐久性木製転落防止柵

17 排水施設

- 17-1 丸太集水ます工
- 17-2 木製側溝
- 17-3 木製グレーチング
- 17-4 流木除け工
- 17-5 小径ユニット丸太工
- 17-6 水抜き閉塞防止工
- 17-7 木製側溝蓋
- 17-8 丸太粹水叩工
- 17-9 暗渠工（木材チップ）

18 木橋工

- 18-1 木製歩道橋
- 18-2 木製橋梁工
- 18-3 太鼓橋工
- 18-4 木製片栈道工
- 18-5 間伐材強化桁工

19 階段・歩道工

- 19-1 ウッドステップ
- 19-2 木道
- 19-3 木片歩道

20 標識工

- 20-1 木製案内板
- 20-2 木製案内板

21 その他

- 21-1 丸太洗掘防止工
- 21-2 ピラミッド杭工
- 21-3 スノーレーキ
- 21-4 梯子胴木基礎工

- 21-5 間伐パネル
- 21-6 グライド防止三角枠工
- 21-7 獣害防止柵工（アグリガード）
- 21-8 多用途木製柵

木製構造物パーツ化歩掛（作業種別歩掛）

- （1）人力杭打
- （2）人力横木組立
- （3）人力鉄釘打
- （4）人力鉄線緊結
- （5）人力粗朶配置・固定
- （6）人力敷丸太敷設
- （7）人力ボルト締め
- （8）人力縦木配置
- （9）人力支え木配置
- （10）人力控え木配置

平成18年1月10日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

トライアル発注制度の認定商品の取り扱い等について

新商品による新事業分野開拓事業者認定事業（トライアル発注制度）については、平成17年4月に施行（別紙1）され、さらに11月7日付けで購入促進の依頼（別紙2）があったところです。

トライアル発注制度で認定された商品（以下、「認定商品」という。）の中には公共工事で使用できるものも含まれており、請負方式（直接購入以外）においてもその利用促進を図るため、認定商品の取り扱い等を下記のとおり定めます。

記

1 工事における、認定商品の取り扱い

- ① 認定商品が、公共工事で使用することが可能な場合は、その旨特記仕様書に明示し、請負者に使用を義務づけるものとする。（参考1）
- ② 富山県リサイクル製品としての認定も受けている場合は、「トライアル発注制度の認定商品」として扱うか「リサイクル認定製品」として扱うかは、事例毎に判断する。（参考2）

2 利用上の注意

公共工事関連の認定商品は、土木部等の意見を踏まえ認定されたものであるが、性能・耐久性および現場適合性等を検討の上、使用を決定するものとする。（参考3）

3 その他

- ① この取り扱いは、工事材料等としての直接購入を妨げるものではない。
- ② 請負工事での使用は、別紙2にある政策目的随意契約にあたらないので、契約前、契約後の公表は不要とする。
- ③ 使用した認定商品について経営支援課等から調査の依頼があれば、発注者及び請負者は可能な範囲で協力するものとする。
- ④ 認定商品について、性能・耐久性等の意見がある場合は、企画用地課に報告するものとする。

（事務担当：企画用地課 技術管理係）

(参考1) 「特記仕様書明示例」

工事でトライアル発注認定商品の使用が可能な場合は、下記のとおり特記仕様書に指定するものとする。使用の可否は、性能・耐久性および現場適合性等を工事毎に検討する。

(明示例)

本工事における下記の資材は、トライアル発注認定商品（新商品による新事業分野開拓事業者認定事業実施要綱で認定された商品）を使用するものとする。

工種	認定商品名	規格	数量	備考
コンクリートブ ロック工	コンクリートブ ロック〇〇型	厚さ 〇〇cm	〇〇m ²	認定事業者 (株)△△

ただし、その商品の入手が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

(参考2) 「リサイクル製品でもある認定商品の取り扱い」

トライアル発注認定商品は、実施要項第6(1)の定めのとおり、既存の商品とは異なる使用価値を有するものであり、後に開発された同種の使用価値をもつ別商品は認定商品とはならず、その使用価値をもつ認定商品は、一商品に限られる。

一方、富山県認定リサイクル製品であれば、後に開発され同種の使用価値をもつ別商品であっても、認定されることから、今後も製品数の増加が予想される。

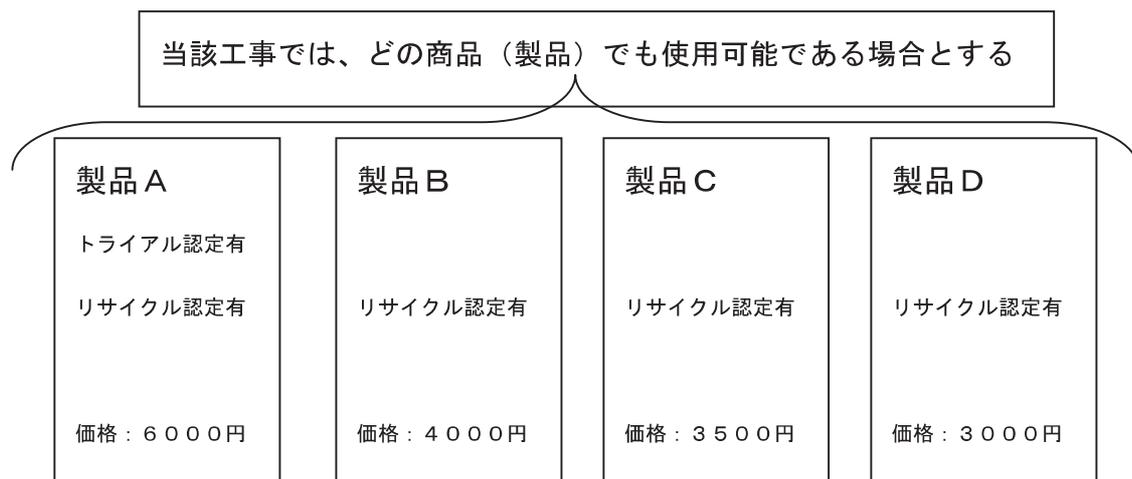
なお、トライアル発注認定商品の中には、富山県リサイクル製品としての認定も受けている商品がすでに複数存在する。

同種の使用価値をもつ複数のリサイクル認定製品が存在し、そのうち1製品がトライアル発注認定商品となっている場合、発注時にどちらの商品として取り扱うかは事例毎に判断して良いが、トライアル発注認定商品として扱えば商品指定となり、リサイクル認定製品として扱えば、複数のリサイクル認定製品の中から請負業者を選択させることになる。

事例毎に判断することとしたのは、トライアル発注認定商品によっては価格が高く、トライアル発注認定商品を商品指定することが難しい場合もあり得るからである。

参考2の補足

(1) 参考2のイメージ



① トライアル発注認定商品として扱う場合の例

設計金額6000円とし、A商品を指定

② リサイクル認定製品として扱う場合の例

設計金額3000円とし、A B C Dいずれを使用するかは請負業者が選択

(2) 新商品による新事業分野開拓事業者認定事業実施要項から抜粋

第6 (実施計画の認定基準)

1 事業者が作成した実施計画が、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 当該事業に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであること。

(3) 富山県認定リサイクル製品のうち、先行利用グループの製品を利用する場合の明示例

本工事で使用する下記の品目については、公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針において先行利用グループに区分されている製品を利用する。

工種	品目(名称)	規格	製品名
プレキャスト L型擁壁	コンクリート L型擁壁	H=00m ▲▲タイプ	(※利用可能製品が複数ある場合、空欄)

(参考3)「公共工事に関連するトライアル発注商品の認定時における企画用地課の対応」

公共工事に関連するトライアル発注商品の認定にあたっては、下記のような公共工事の特性を踏まえ、土木部（企画用地課）・農林水産部（耕地課）から認定審査会事務局に、申請商品に関する意見書を提出することとしている。（平成17年度第2回認定から開始）

（公共工事の特性）

- ① 公共施設の使用期間が一般のものに比べて相当長く、それ相当の耐久性を要する。
- ② 不特定多数の人が使用するものであり、管理瑕疵が発生しないよう配慮が必要。